

「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」の見直し
(第2回検討会における保留事項)

1 施設区分の呼称変更

(1) 呼称変更の理由

- ・ 次ページ表中のA～Gについて、条例では「1種」（正式には「県第1種施設」。以下同じ。）としているが、法では、A～Dは「一種」、E～Gは「二種」とされており、単に条例の「1種」といっても、法による区分との関係では2つに細分化される。
- ・ 施設区分の違いは設置できる喫煙室の種類に違いが生じるところ、県民に対して「県1種かつ法1種の場合は～」、「県1種かつ法二種の場合は～」というような説明はわかりにくいため、呼称を、法区分を考慮したものに変更したい。

(2) 当初案（第2回検討会における事務局案）

現行条例の「1種」（下記表のA～G）について、A～Dを「特定1種」、E～Gを「1種」とする。（より規制の強いA～Dに「特定」を付けたもの）

(3) 第2回検討会における委員の御意見

- ア A～Dは、条例も法もどちらも1種／一種であるため、普通の「1種」とし、E～Gは、条例は1種・法は二種と相違があるため「特定1種」とする方がよいのではないか。
- イ A～Dの方が規制が厳しいので、それが基準なのではないか。その下の「2種」と「特例2種」の関係と比べてみても、「特定1種」と「1種」は逆の方がよいのではないか。
- ウ 仮に3種まで作るとすると、法が一種・二種しかないのに、余計わかりにくくなる。

※ なお、第2回検討会において、E～Gについて法に合わせて県2種としてはどうかという御意見もあったが、E～Gは現行条例で県1種であり、県1種では指定たばこ専用喫煙室の設置は不可としており（条例第8条第1項。法では設置可。）、この条例第8条第1項は現状維持とする（この点については第2回検討会において了承済み）ため、E～Gを県2種にはしない。

(4) 修正案

上記（3）のご意見を踏まえ、

A～Dを「1種」、E～Gを「特定1種」とする。

条例第2条

施設区分

当初案は、
A～Dを「特定1種」
E～Gを「1種」としていた。

施設例	現行区分 条例 / 法	新区分 (条例)	喫煙 専用室	指定たばこ 専用喫煙室	喫煙 可能室	喫煙 目的室	特定屋外 喫煙所
A～D (学校、病院、行政機関 等)	1 / 一	1種	×	×	×	×	○
E～G (映画館、物販店、金融機関 等)	1 / 二	特定1種	○	×	×	×	
H (飲食店) のうち新規 or 既存大規模	2 / 二	2種	○	○	×	×	
H (飲食店) のうち既存小規模 (客席100㎡)	※	特2	○	○	○	×	
I～J (宿泊施設、娯楽施設)	2 / 二	2種	○	○	×	×	

※ 条例は「特例2種」(喫煙区域の技術的要件が努力義務になる施設)
法は「既存特定飲食提供施設」という特殊な類型に該当

事務局
修正案

区分表記 ⇒ A～Dを「1種」、E～Gを「特定1種」に改正

2 脱煙機能付き喫煙ブースの設置可否

(1) 当初案（第2回検討会における事務局案）

現状、本県では、運用において、設置不可としているが（※）、国（法）の取扱いに合わせて設置可とする。

※ 法第二種施設における煙の流出防止措置のうち「たばこの煙を屋外または外部に排気すること」について、管理権原者の責めに帰すことができない事由によって屋外排気ができないなど所定の条件を満たす場合、屋外排気の措置に代えて、「脱煙機能付き喫煙ブースの設置」により法の要件を満たしたと認められる場合があるが（【参考資料4】平成31年2月22日付け健発0222第1号厚生労働省健康局長通知第3の2（1）②参照）、現行条例の運用においては、たばこの煙に含まれる有害物質のうち、特にガス状成分（一酸化炭素等）が除去されていない状態では「屋外排気と同等」とは認められないとして、屋外排気を必須としている。

(2) 第2回検討会における委員の御意見

- ・ 「設置可」とすることは、かなり後退のような気がする。今まで神奈川県では不可としてきたのに、国が渋々認めたものを県がそれと同じにする必要はないのではないか。
- ・ 喫煙ブースの設置を認めると、影響が大きい。設置したいという施設が多数出て、神奈川県の人人口規模からすると一気に数百台入ってくる可能性がある。
- ・ 喫煙ブースの性能について、きちんとメンテナンスをすれば性能は維持できるが、怪しいところもあると聞いている。
- ・ 喫煙ブースの性能の確認は大変である。

(3) 修正案

上記（2）のご意見を踏まえ、

現状維持し、「設置不可」とする。